

2 1 川 監 公 第 7 号

平成 2 1 年 7 月 2 7 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日付け 2 0 川監公第 1 1 号で公表した定期監査、同日付け 2 0 川監公第 1 2 号で公表した財政援助団体等監査及び同日付け 2 0 川監公第 1 3 号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

21川総行革第78号

平成21年6月29日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成20年12月10日付け20川監報第10号で報告のありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度財政援助団体等監査の結果に対する措置状況

1 出資団体について改善措置を要する事項

市は、財団法人川崎市消防防災指導公社に対し、公益法人会計基準に関する実務指針に従った有価証券の会計処理を適正に行うよう指導されたい。

なお、今後も、公益法人会計基準等の改正には十分留意されたい。

（財団法人川崎市消防防災指導公社）

[措置内容]

財団法人川崎市消防防災指導公社に適正な会計処理を行うよう指導したところ、「資金運用規程」を策定し、公益法人会計基準実務指針に基づき有価証券の会計処理を適正に行うよう改善いたしました。

また、同公社の健全な運営に資することを目的として、「財団法人川崎市消防防災指導公社と消防局との連絡会設置要綱」を制定し、指導監督体制の強化を図りましたので、その中で公益法人会計基準等の改正についても留意してまいります。

2 公の施設の指定管理者について改善措置を要する事項

(1) 支出及び契約事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

支出及び契約事務についてみたところ、契約書に社団法人富士見町開発公社（以下「開発公社」という。）の理事長印が押印されていない事例、適正な見積書を徴していない事例、完了検査を行っていない事例等が散見された。

市は、開発公社に対して、内部のけん制機能を強化し、適正な支出及び契約事務を行うよう指導されたい。

（社団法人富士見町開発公社）

[措置内容]

社団法人富士見町開発公社に対し適正な支出及び契約事務を行うよう指導し、適正に処理した契約書等を確認しました。また、内部のチェック機能を改善した旨の報告がありましたので、その状況を確認いたしました。

(2) 収支状況を正確に報告すべきもの

市は、公の施設の管理運営についての的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図る必要があるため、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して

指導するとともに、指定管理者から提出された事業報告書の収支状況に誤りがないか、十分な確認をされたい。

ア 川崎市聴覚障害者情報文化センターの事業報告書について

[指摘の要旨]

本市に提出された平成19年度事業報告書をみたところ、支出については、決算額が予算額と対比されるかたちで報告されていたが、収入については、予算額のみ記載され、決算額の報告がなされていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

[措置内容]

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に対し正確な収支状況を報告するよう指示し、平成20年11月11日に修正された内容を確認いたしました。また、関係職員に対し報告内容を正確に確認するよう徹底を図り周知いたしました。

イ 人材開発研修センター・保健福祉研究センターの事業報告書について

[指摘の要旨]

本市に提出された平成19年度事業報告書を、本市の支出命令書及び市社協の19年度収支決算書と突合したところ、事業報告書の指定管理料収入決算額の記載に誤りがあり、収入合計決算額が873万9,865円過少に報告されていた。また、旅費交通費及び委託費に計上漏れがあり、支出合計決算額が39万9,300円過少に報告されていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

[措置内容]

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に対し正確な収支状況を報告するよう指示し、平成21年3月18日に修正された内容を確認いたしました。また、関係職員に対し報告内容を正確に確認するよう徹底を図り周知いたしました。

た。

3 行政財産を適正に管理すべきもの

[指摘の要旨]

市は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に対して、研修センターの宿泊室を適正に管理するよう指導されたい。

なお、研修センターの宿泊室は、今後も本来の利用がまったく見込めないのであれば、市は、関係機関と協議し、宿泊室の利用方法を検討されたい。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

[措置内容]

宿泊室については、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に適正な状態に復帰するよう指導し、平成21年3月18日に改善したことを確認しました。

なお、現在、宿泊室は使用しておりませんので、適正な利用用途について、関係機関と協議してまいります。

21川教庶第482号

平成21年7月1日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年12月10日付け20川監報第10号で報告の提出がありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 収支状況を正確に報告すべきもの（株式会社明治スポーツプラザ）

[指摘の要旨]

公の施設の指定管理者である、株式会社明治スポーツプラザ（以下「会社」という。）は、事業報告書において正確な収支状況を報告していなかった。市は、公の施設の管理運営についての的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図る必要があるので、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して

指導するとともに、指定管理者から提出された事業報告書の収支状況に誤りがないか、十分な確認をされたい。

川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の事業報告書について、会社から提出された平成19年度事業報告書では、当該2施設の旅費交通費の合計額は16万4,710円となっていた。しかしながら、事業報告書の収支決算書と総勘定元帳の旅費交通費を突合したところ、本市の指定管理者としての業務ではなく、会社としての業務によるものが含まれていた。指定管理業務で生じた収支差額については、精算を要しないため指定管理者に帰属することとされてはいるものの、指定管理料は指定管理業務にのみ充当するもので、当該支出は適正を欠くものである。

なお、当該施設では、仕様書において「総括責任者は、当該施設の専任とする。」とされているが、旅費交通費の執行状況からみると、総括責任者が本市の指定管理業務以外の出張により不在となっている状況も見受けられた。市は、施設の運営状況を的確に把握し効率的かつ有効的に管理させるものとして専任とした本来の目的が達成されるよう、適切な指導を望むものである。

[措置の内容]

指定管理業務に関係の無い出張経費について、決算書等関係書類の検査やヒアリング等の調査を行い、適切でない経費については決算の積算根拠から差し引き、指定管理料の決算はあくまで指定管理業務に係る経費のみを計上するよう指示・指導し、収支決算書について再提出させた。

また、施設の運営状況の的確な把握と効率的かつ有効的な管理運営を図るため、定期的な実地踏査や必要に応じた関係書類の検査・ヒアリングを行うなど、適切な指定管理者のモニタリングに努めていく。

2 附帯設備利用料を徴していたことについて改善すべきもの（財団法人川崎市生涯学習財団）

[指摘の要旨]

財団法人川崎市生涯学習財団は、川崎市大山街道ふるさと館及び川崎市麻生スポーツセンターにおいて、必要な手続を経ずに附帯設備利用料を徴していたので、市は、改善するよう指導されたい。

ア 条例の定めなく附帯設備利用料を徴していたもの

[指摘の要旨]

川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年条例第20号。以下「条例」という。）第9条及び別表によれば、イベントホールの利用料金については別表に定める範囲内の金額とされ、当該金額は附帯設備を含めたものとされている。

川崎市大山街道ふるさと館では、平成19年度に指定管理経費によりプロジェクター及びテレビを購入し、平成20年度からイベントホールに備え付け利用者の利用に供し、利用料としてそれぞれ1,000円、500円を徴し、指定管理者の収入としていた。

これらの設備について利用料を徴することは条例に反しているため、所管部局は適切に指導し改善されたい。

[措置の内容]

指定管理者に対し、徴収した利用料を利用者に返還するよう指導し、返還完了後の報告書の提出を義務付けた。

イ 教育委員会の承認を得ることなく附帯設備利用料を徴していたもの

[指摘の要旨]

川崎市麻生スポーツセンターの管理運営に関する協定書第7条によれば、指定管理者は、麻生スポーツセンターにおいて利用料金を収受することができるが、その額については、事前に教育委員会の承認を受けるものとされている。

川崎市麻生スポーツセンターでは、自己の費用と責任において任意に購入したバウンドテニス芝コート及びポールを利用者に利用させる際に、教育委員会の承認を得ることなく、スポーツ設備利用料として50円を徴していた。

[措置の内容]

指定管理者に対し、設備を明確に識別できる形での利用料金表等の提出を指示し、教育委員会が承認した利用料金を徴するよう指導した。

指定管理業務の事業計画書に、上記利用料金表等の記載若しくは添付を義務付けた。事業計画の承認をもって料金設定の承認とした。